

福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(福) 静岡県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

名称：明和第二保育園	種別：保育所		
代表者氏名：加藤 千晶	定員（利用人数）：		90名（91名）
所在地：袋井市川井 963-8			
TEL：0538-43-8488	ホームページ： https://www.meiwakai.jp/		
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：1993年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人明和会			
職員数	常勤職員：	15名	非常勤職員 5名
専門職員	保育士	15名	栄養士 1名
	嘱託医	2名	調理員 2名
	看護師	1名	事務員 1名
施設・設備 の概要	1人当たり建物面積	7.8㎡	
	1人当たり園庭面積	12.6㎡	

③理念・基本方針

【理念】

一人ひとりの個性と夢を大切にした子育て支援を提供します。

【基本方針】

- ・いつも元気に遊べる子ども
- ・思いやりのある心の豊かな子ども
- ・美しいものに感動し表現力の豊かな子ども
- ・健全な保育環境づくり

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・家庭的な雰囲気大切に、季節の行事や地域交流をして興味や関心が満たされる生活を目指して取り組んでいます。
- ・外部講師による英語遊び、体育教室、音楽指導、太鼓指導、体系変化指導、鉄棒とマット遊び、運動遊び（マッキーと遊ぼう）を実施しています。
- ・法人施設での野菜収穫体験を行っています。
- ・「おいしく食べられる子供に」を目指して、自園給食提供のもと、栽培活動・食育に力を入れています。
- ・法人内4園で交流活動「ドッチボール大会」「合同卒園式」を行っています。
- ・「優しい心・強い心・感謝の心」を保育の中心におき、職員も子どもも意識して生活できるよう丁寧に伝えています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年6月22日（契約日）～ 令和5年3月17日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成17年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・園舎は平屋で天井が高く玄関から各保育室が、らせん状に作られ広さを感じます。夏は乳児プール、冬や雨の日は室内遊び場として中庭を活用しています。
- ・駐車場が広く、保護者の送迎が便利な環境です。
- ・園舎は掃除が行き届き、清潔な空間に感じられます。
- ・事務室の前にフローアがあり絵本が置かれ、食後や日中に子どもたちの休憩場になっています。また、食後歯磨きが、自主的に出来る空間になります。
- ・施設長は職員とのコミュニケーションを大切にして、全職員に少なくとも1日1回は声をかけ希望や意見等を聴取するなど相談しやすい体制を作っています。
- ・人材確保のため積極的に学校訪問を行い、学生と交流する取組を行っています。

◇改善を求められる点

- ・中・長期計画として、施設設備等の整備計画のみならず、理念や基本方針等の実現に向けた目標を明確にし、その目標を実現するための保育の内容、組織体制、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画が求められます。また、財務面の中・長期の収支計画の策定も求められます。
- ・職員の教育・研修について、外部研修に年間43件参加するなど積極的に取り組んでいますが、組織として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- ・保育室は子どもにとって自主的に遊べる空間や自発的に遊べる環境が少なく保育環境の見直しが必要です。
- ・保護者からの相談に応じる体制はできていますが、相談相手を選べることが文章化されていません。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今年創立30年を迎え、これまでの保育や保育所運営を見直し、新たな目標を掲げて取り組んでいけるよう第三者評価を受審しました。受審に向け、職員全員で細かい部分を振り返る中で、コロナ禍での保育の進め方について多くの悩みが生まれたこともあり、改めて子どもの最善の利益のための保育という視点で見ていくことの重要性に気付きました。また、運営に対する課題や中・長期計画を作成することにより、世の中の少子化の中で改めて本園の抱える課題や今後の方向性を考える良い機会となりました。利用者アンケートでは、貴重なご意見をいただきました。子どもがいきいきと遊べる空間づくりをし、保護者が安心して仕事に向かえるよう家族支援をしていきたいと思っております。すべての項目を見直し定期的に検討会議を開催し

改善に努めて参りたいと思います。最後に、第三者評価受審に携わって下さった保護者の皆様と社会福祉協議会の方々にお礼申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>理念は、保育所の使命や目指す方向が読み取れる。理念や基本方針は、運営計画書、事業計画、保育園のしおり等に明示され、園内の掲示やパンフレット、ホームページ、園便り等あらゆるものに記載され周知が図られている。職員には年度当初に職員会議等で経営計画書、事業計画等を基に説明周知し、保護者には分かりやすく説明した保育園のしおり等を基に説明している。なお、保育園の方針・目標等が資料により異なっており、統一する必要がある。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>厚生労働省、全社協、日本保育協会等の関係機関団体のホームページや機関誌をはじめ、県・袋井市からの情報や磐周園長会、いわた保育士会等の会議などから社会福祉事業全体の動向や地域の保育のニーズ・潜在的利用者に関するデータ等を把握している。毎月開催される法人の経営幹部会議において、環境の情報や財務状況の分析が行われ、職員体制・人材確保に関する課題を把握し園内での取組につなげている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の経営幹部会議での結果は職員に報告し、課題や問題点が周知されている。この経営会議には、役員や会計士等が参加しており、経営状況や経営課題は組織として共有され、</p>		

節電・節水の実施徹底や入園児の増加、人材確保の工夫など具体的に取り組んでいる。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>施設整備の修繕や工事、機器の購入等を中心とした整備計画は年次ごとに一覧として示されている。利用者の目標数、待機児童数、保育士の目標数が年次ごとに数字のみ記載されているが、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、その目標を達成するための具体的な内容の計画にはなっていない。また、それを実現するための中・長期収支計画も策定されていない。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の施設整備面については修繕・固定資産購入等として具体的に当該年度の計画に示され反映されているが、中・長期計画そのものが事業や保育の内容等が不十分であり、単年度事業計画に反映できるものとなっていない。単年度事業計画は、当該年度における事業や保育の内容等について具体的に記載されているが、数値目標や具体的な成果が設定されておらず、実施状況を評価できる内容としては不十分である。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は、前年度の評価や職員の意見・要望をふまえて施設長が素案を提示し、職員会議等で協議し策定されている。行事等の単体の事業は、保護者の意見も聴取し、その都度職員会議にて評価・見直ししているが、計画期間中において事業計画全体の実施状況を把握する時期や手順が定められていない。職員に対しては、年度当初の職員会議や事業実施前等に施設長や主任から説明をしているが、キャリアの差などで理解が十分でないところがある。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画の主な内容については、保護者会や保育参加会、参観会などの機会に資料を作成し説明している。また、園だよりやクラスだより等により周知している。コロナ感染の続く中、保護者と接する機会も減っているが、少人数で集まった機会をできるだけ有効に活用し説明等を行っている。しかし、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫が十分でない。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>職員は「自己評価集計シート」により年1回自己評価を実施し、集計後グループで必ず協議検討を行うことで自己評価を考察し、評価・見直しを行うなど、継続的に保育の質の向上に取り組んでいる。また、明和会独自の「目標チャレンジシート」(個人)を基に、年2回の面接を通して取組状況を確認する仕組みも整備されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>自己評価を集計したのちに、職員間で協議し問題点や課題を整理し、取組むべき課題等を明確にし共有化を図っているが、改善策や改善計画を策定し具体的に実施するまでには至っていない。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は自らの役割と責任について事務分掌等で明文化し、職員会議や園だより等で表明し周知している。法人主催の経営幹部会議に出席し、必要なものについては職員への確に報告周知されている。有事における施設長不在の場合の対応について、代行者等が明確に示されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、遵守すべき法令等について行政や関係団体等の会議研修で学び、法人の会計関係や個人情報等の諸規程等を遵守して利害関係者との適正な関係を保持している。職員の服務については就業規則に詳細に定められ、関係法令の一覧をリスト化し、パワハラや職務の心得等具体的な園内研修に取り組むなど周知に努めている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発	a

	揮している。	
<p><コメント></p> <p>施設長は、日々の保育の振り返りを行い、日誌に必ずコメントを記載し評価を行うとともに、職員からの意見を聞き保育に活かしている。職員の自己評価や目標チャレンジシート等の個人面談等から改善事項を見出し具体的に指導している。保育の質の向上については、グループ討議・職員会議・委員会等を構築して職員の意見を反映するための仕組みを作っている。職員の教育・研修についても、法人の確保・定着・育成に関する基本的考え方にに基づき、内部での研修の実施や外部研修参加機会の確保など充実を図っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、法人の経営幹部会議の内容を基に、児童数の変化に伴う人員配置等サービス質の確保に向けて、児童の確保に取組むとともに、職員確保のために自ら養成校等に出向くなど働きやすい環境整備に取り組んでいる。この取組は職員の同様の意識形成を高める取組になっている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の「職員の確保・定着・育成に関する基本的考え方」があり、具体的な取組として、求人情報の公開、採用情報の開示、職員研修の実施、人事評価賃金制度の効果的運用等が示されている。経営幹部会議等で協議された人材確保の内容に基づき、県社会福祉人材センター主催のフェアへの参加や学校訪問などに積極的に取り組んでいる。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の就業規則や、サービスの心得に「期待する保育士像」が明確に示されている。また、就業規則に明示された人事基準をもとに評価し、法人の人事会議等で処遇についての職員の意見や意向も評価分析が行われている。しかし、人事基準等の職員への周知や、職員の意見等の評価・分析に基づく改善策の検討・実施については十分ではない。キャリアパスについては、自己申告書等から自らの将来をイメージできる仕組みがある。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況については、年次有給休暇の取得等や意向を尊重し、運営に支障のないように人員体制を整備している。定期的に有給休暇の取得状況や時間外労働等の状況を把握し、短時間労働の導入、休暇取得促進、改正育児法への適正な対応、個人面談等の定期的</p>		

な実施、相談体制の確保など、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。人員体制や人材確保等の改善に向けた取組として学校訪問など、具体的な取組を行っている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自己申告書により一人ひとりの目標の設定が明確にされ、面接等による進捗状況の確認や評価などが適切に行われるなど、職員一人ひとりの目標管理の仕組みが整っている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の「職員の確保・定着・育成に関する基本的考え方」に、内部での研修実施や外部研修に積極的に参加する姿勢が示されている。職員研修計画として外部研修会の参加者一覧表は作成されているが、職員の知識・技術や専門資格に対応した具体的、体系的な研修計画の策定としては十分ではない。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの資格取得、階層別・職種別研修の参加が記録され取得状況が把握されている。新規採用職員をはじめとした職員一人ひとりの経験や習熟度に応じて業務の内容や水準がステップアップしていくようなOJTの仕組みを整備し、さらに、キャリアパスの任用要件を踏まえて外部研修へ派遣する体制を整備している。研修参加後の復命レポートには園長等の評価内容が記されている。発表の機会を設けており、研修成果の評価・分析が行われている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生受入れマニュアルは保育科学生用と看護科学生用の2種類を整備し、その目的や意義等が明文化されている。実習生にはオリエンテーション等で実習の目的や注意事項・ルール等を文章化したものを配布し説明している。実習にあたっては実習生の意向を聞いて実施しているが、予定表の内容がクラス名のみで具体的な実習内容が不明確であり十分ではない。実習期間中に学校の巡回があった際には状況を共有し、場合によっては実習内容を修正することもある。指導者に対する研修は今後の課題となっている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p>		

法人のサービス提供理念や保育園の保育理念・保育方針・保育内容等、法人の予算・決算、事業の計画・報告、苦情・相談体制とその内容に基づく改善・対応状況について、ホームページで公表されている。地域に向けては、めいわかわら版などの広報誌や子育てに関するチラシ等を作成し配布している。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>経理や取引については、経理規程等各種規程を遵守して実施されている。経理や運営に関わる職務分掌や権限等は明確にされ職員に示されている。定期的に内部監査（年2回）が行われ、外部の会計士の助言指導を受けている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園の保育目標に健全な保育環境づくりを掲げ、地域に開かれた保育所として子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を図るとともに、近隣住民との触れ合いを通じ地域の文化を体験するなど、生活に変化や潤いを持たせていく基本的な考え方を明示している。コミュニティセンターでの絵画や作品の展示、地域の祭りや防災フェスタへの参加、幼稚園・小・中・高生との体験・交流が図られている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>小学校の見学やふれあい体験、中学校の職場体験などの受入れを積極的に行っている。また、運動会や掃除活動において地域住民等の協力を得ている。法人全体で夏休みに3日以上以上の施設での活動を体験する、中・高生対象のカジュアルボランティアについて、「カジュアルボランティア受入れマニュアル」に受入れに関する基本姿勢を明示し、登録手続や事前説明等の一連の流れを記載している。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所として必要な関係機関・団体や災害時の対応連絡協力先、コロナウイルス感染症に関する相談連絡先など社会資源をリスト化し共有している。児童相談所、保健所、学校等とは定期的に協議・連絡をとっている。要保護児童対策地域協議会に参加し情報を提供するとともに必要な情報を収集している。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われ	a

	ている。	
<p><コメント> 法人では障害関係・保育関係・高齢者関係と種別横断的に施設を運営しており、法人の経営幹部会議をはじめ各種会議等に参加して福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。コロナ禍で地域との交流活動の中での相談対応が減少しているが、子育てに対する不安解消のためアンケートを実施し、子育てに関する不安を解消するためチラシを作成するなど、地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。また、まちづくり協議会西地区に加入している。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 把握した地域の福祉ニーズを基に法人全体で問題や課題として整理し、その問題・課題をテーマに年2回ほど福祉研修会を開催し、住民の参加を呼びかけている。まちづくり協議会に参加し、地域コミュニティの活動に関わっている。災害時に住民が避難してきた際の水や食料が確保されている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 理念や基本方針等には、一人ひとりの子どもを尊重した支援の実施が明示され、職員には「サービスの心得」を配布して理解を促し、子どもの尊重や基本的人権への配慮した保育の取組が実践されている。保護者に対しても保護者会や保育参加の折に共通認識を得るよう説明等している。また、人権に配慮したチェックリストや虐待防止について研修が行われている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p><コメント> 子どものプライバシー保護について、「サービスの心得」の保育所の使命や社会的責務の中で明記され、個人情報の守秘義務や人権擁護の研修等でも取り扱うことで理解を図っている。また、保育の基本マニュアルにおいて、プライバシーに配慮した保育の標準的な実施方法を明文化するとともに、シャワーや着替え時にプライバシーに配慮したカーテンを設置している。保護者には、個人情報保護や苦情解決等とあわせて説明周知している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p>		

<p>理念や基本方針や施設案内等については、ホームページで紹介するとともに、パンフレット、リーフレットを作成しコミュニティセンター等に配置している。施設見学者等には毎年作成する保育園のしおりを基に個別対応で説明している。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p><コメント> 保護者等には入園前の説明会で保育園のしおり・重要事項説明書等を用いて説明し、重要事項説明書に同意を得ている。保育時間等の変更については、時間外申請書を受けて対応しており、適正に文書保管されている。説明にあたっては、資料にコメントを入れてわかりやすく説明している。外国人に対しては、翻訳機を使用し説明を行っている。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 保育所の変更にあたり、「園児が退所する場合の流れ」のフローチャートが作成されており、手順に従って保護者の同意を得ながら引継ぎ文書等を作成しているが、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもと、引継ぎや申し送りの手順、文書の内容等を明文化したものとしては十分でない。保育所の利用が終了した時に、その後の相談方法を説明し、その内容を記載した文書を渡している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 利用者満足を把握するために、送迎時の直接対応や連絡帳での相談に応じ、定期的な保護者へのアンケートも実施している。また、保育の中で子どもたちの意見を尊重した保育活動も行われている。コロナ禍以前は定期的に保護者会を行い、園長・主任が出席していたが、利用者満足を把握する目的での参加にはなっていない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
<p><コメント> 苦情マニュアルに基づいて苦情解決の仕組みを確立し、苦情解決の体制を玄関に掲示するとともに、苦情解決の仕組みがわかる資料を保護者に配布し、周知している。意見箱の設置や匿名のアンケートにより苦情を申し出やすい工夫を行い、苦情や意見は、申し出た保護者に配慮してホームページで公表している。さらに、苦情会議をその都度行い保育の見直しなどが行われている。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	c
<p><コメント> 事務室の中の部屋で対応しているが、専用の相談室は設置されておらず相談や意見を述べやすい環境の整備としては十分ではない。相談相手を保護者が選べることを説明した文章が作成されていない。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>相談援助マニュアルが整備されている。保護者からの意見や相談は、週日誌の中の「明日に向けて」という項目に記録され、次の保育に活かされている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>事故防止マニュアルが整備され、事故発生時の対応、安全確保の手順等が記載され、職員に配布されている。年に1回法人の全保育園のヒヤリハット担当者が集まってヒヤリハット会議を行い、会議の内容が各園の職員に報告されている。職員には担当者会議の内容を回覧し周知されている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症マニュアルが整備され管理体制が確立されている。園の看護師が中心となり、感染症の研修会が毎年行われている。また、園の研修会に参加できなかった職員に対しても職員会議や資料回覧などで周知している。感染症が発生した場合は、保護者には園のホームページや一斉メール、玄関に掲示をして情報提供をしている。新しい感染症であるコロナ感染症に対してのマニュアルも整備されており、定期的に見直しがなされている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>災害時の対応体制が決められ、子どもや職員の安否確認の方法が周知され、担当者を中心に伝達訓練も行っている。また、備蓄リストが作成され管理者も決められている。しかし、立地条件から浸水被害が想定されるが、避難訓練計画書に記載されていない。また、地域の方との連携した訓練は実施できておらず十分ではない。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢を明示した保育の基本マニュアルを作成している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p>		

<p>運営計画書の内容の見直しは毎年3月に行われているが、標準的な実施方法の見直しや意見や提案が反映されるような仕組みは策定されていない。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p>	b
<p><コメント> 指導計画書（月間）の作成は担任が行い、月の終わりにクラスで話し合いをして次の月の指導計画書を作成する仕組みがある。支援困難ケースの対応等や気になる子に対しては、専門施設の支援員に協力をしてもらい個別的な指導計画書を作成している。しかし、指導計画策定にあたっての保護者の同意を含んだ手順は定めていない。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	b
<p><コメント> 指導計画の見直しは定期的に行われ、次の月の指導計画に反映されている。また、緊急に保育計画を変更することは話し合いの中で行われている。しかし、保護者の意向の把握や同意を得る為の手順や指導計画の見直し・緊急に変更する場合の仕組みは整備されておらず十分でない。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a
<p><コメント> 子どもに関する記録が共通様式で記載され、適切に管理・共有されている。また、定期的に乳児・幼児ミーティングが行われ、内容も記録されている。記録内容や書き方が保育士によって差異が出ないように、下書きから園長・主任が確認して指導をしている。さらに、情報の共有の流れも確認できた。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a
<p><コメント> 個人情報保護規程・マニュアルは整備され、記録管理者である園長が新入職員の研修で周知している。また、プライバシー保護に関するマニュアルも整備され、園児一人ひとりの同意書もある。個人の記録は事務室に鍵のかかる場所に保管され、記録の管理体制も確立している。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A ①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、園の主任が作成しそのあとに法人内5園の主任会議で再度見直しを行い、そのあと各園の職員が見直しを行う仕組みになっている。内容は、保育所保育指針や児童福祉法や児童の権利に関する条約等の内容に基づき、明和第二保育園にあった内容になっている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A ②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児の保育室は清潔で子どもが動きやすい環境になっており、1～5歳の保育室は「心地よく過ごせるか」を重視した環境になっている。午睡時も採光・室温・音等が適切に管理された環境であった。また、乳児手洗い場の水道のコックや高さの改善を行い、年齢に合わせた手洗いができるように設備を整えている。さらに、各保育室には、空気清浄機・手指消毒が設置され、コロナ感染症の対策も取られていた。</p>		
A ③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの個別計画に援助する内容が記載され、子ども一人ひとりを深く知っていく取組が行われている。また、保護者に対しても一人ひとりと向き合うことを意識的に行っている。せかす言葉や制止させる言葉は、子どもの安全のために用いることはあるが普段の保育では使用しないようにしている。</p>		
A ④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自分でやろうとする気持ちが育つように、水分補給を自分のペースで行い、手洗いの後のハンカチを自分でたたみ、食後の歯磨きの習慣づけができるように働きかけている。また、自由遊びの時間と休息の時間を保障した保育の展開がなされている。</p>		
A ⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p><コメント></p> <p>身近な自然と触れ合い、虫取り活動やドングリを使った作品づくりを取り入れ、作品は公</p>		

<p>民館祭りに展示するなど、園での遊びの発展から地域の人と触れ合う体験をしている。また、乳児園庭・幼児園庭が分かれており、年齢に応じた外遊びが活発に行われている。誕生会にはマイクを持ってみんなの前でお話する機会をつくり、保育に活かしている。保育室は決められた遊びの環境はあるが、子どもの自主的・自発的な活動や遊びが十分できる環境がなく工夫がみられない。</p>		
<p>A ⑥</p>	<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室にオムツ交換台が設置され調乳室も清潔で衛生的である。また、保育室には安全に配慮された玩具が設置され、子どもが自由に動けるスペースも確保され、保育士の目がどこからも届く環境である。連絡帳から保護者とのコミュニケーションを取り家庭との連携をしている。保育士は子どもの要求に応じて抱っこなど対応し、愛着関係を形成している。</p>		
<p>A ⑦</p>	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの育ちに合わせて養護と教育が一体的に展開されるよう個別計画が作成され、今月の反省・評価が次の月の個別計画に反映されている。</p>		
<p>A ⑧</p>	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>各年齢で養護と教育が一体化された指導計画が作成されている。各年齢に応じた遊びや活動に、保育士が適切に関っている。</p>		
<p>A ⑨</p>	<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>子どものトイレは広さが十分で車いす等の利用も可能である。全体的な計画の中に個別支援と配慮事項が記載され、気になる子に対しては、必要に応じて市の専門機関との連携がとれる仕組みがあり、実際に相談や支援を行っている。入園時に保護者全体に対して障害のある子どもや配慮を必要とする子どもの状況に応じた保育や支援の提供について説明している。また、市役所に障害児保育の内容や相談機能について説明し、市役所から利用希望者に対する情報提供が行われている。</p>		
<p>A ⑩</p>	<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>長時間保育の指導案が作成され、保育室も年齢によって区分され安全に配慮されて保育がなされている。必要に応じてメモを受け渡しているが、遅番の引継ぎは口頭のみで行われており、園としての記録が残されておらず十分ではない。</p>		

A ⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>袋井市の幼保小連絡会には地区ごとに区分された「あやぐも学園」というグループがあり、小学校や中学校とより密に連携が取れるような仕組みのなかで就学に向けての取組が行われている。その取組を保護者に伝え小学校への移行がスムーズになり、不安が少なくなるように配慮している。保育要録も園長の責任のもとで作成されている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A ⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>健康マニュアルが整備され、年間を通して保健だよりを定期的に発行している。保護者からの出欠の連絡は記録され、担任保育士や他の保育士がクラスの人数を確認できる体制ができています。発熱等で降園した次の日に保護者が出欠を連絡する仕組みはあるが、体調の経過を確認する書面はない。0歳児・1歳児の午睡時のSIDS防止の取組は細やかに行われているが、保護者に対してSIDSに関する情報提供が行われていない。</p>		
A ⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>保健マニュアルが作成され、内科検診・歯科検診の結果は個人ファイルに記載し保護者にも伝えている。コロナ前は歯科医からブラッシング指導を受けていたが、現在は行っていない。しかし、コロナ禍が収まれば始める予定はある。</p>		
A ⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギーのある子に対しては医者からの指示書に基づいて対応している。アレルギーのある子の食事は、給食のトレーの色やラップの色も変え誰が見ても一目でわかるように配慮している。アレルギー研修会にも参加し情報の共有ができていたことを書面で確認した。また、今までにアレルギーの事故はなく安全管理ができています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A ⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食育マニュアルが整備されている。また、食育便りを定期的に発行し家庭での食育にもつながっている。給食員が子どもの食事の様子、残食や食事の進み具合等を把握し、食について保育士と意見交換を行っている。さらに食の個人差を考慮して、おかわりを十分に用意する体制になっている。</p>		
A ⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>給食の衛生管理マニュアルは整備されている。子どもの体調に配慮した献立や、季節感や</p>		

地域性のある献立など工夫されている。また、毎週給食員が交代で勤務し土曜日給食を提供している。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A ⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>家庭とは連絡帳・アプリで情報交換を行うほか、月に2回各クラスで動画配信し子どもの様子を保護者に伝えている。また、園だより・クラスだよりで定期的に保育内容を発信している。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A ⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談に応じる専用の相談室は設置されていないが、事務室の中で相談対応している。相談に応じる体制は確立され、登降園時には園長や主任が玄関にいたり事務室から声をかけたりして、相談しやすい雰囲気を作っている。また、相談内容を記録し職員会議等で全職員に周知している。相談内容によっては、適切に対応できるように助言が受けられる体制がある。</p>		
A ⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待マニュアルは整備されている。乳幼児ミーティングで一人ひとりの子どもの生活状況の把握を行い、保護者の様子を含む情報共有ができていることを会議録で確認した。また、虐待研修の参加・市のシステムの仕組みの周知も確認できた。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A ⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>自己評価は法人のものと園独自のものと年に1回ずつ計2回行われている。4月に法人の目標チャレンジシートを用いて自己評価を行い、2月に園独自の自己評価を行っている。それぞれ課題等をふまえて夏と年度末に1回ずつ、園長とも面談を行い自分の振り返りを行っている。</p>		